



厚生労働省福島労働局発表
平成28年9月20日

担当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 鈴木 千賀子
労働紛争調整官 池田 英徳
TEL 024-536-4609

除染関係の労働相談の状況(平成27年度)

福島労働局(局長 島浦幸夫)では、総合労働相談コーナーに寄せられた相談のうち、除染関係の相談の内容を更に精査しましたので、公表します。

1 相談状況

ポイント1

- (1) 労働者、事業主等からの除染関係の労働相談総数は2,402件(全体の労働相談件数17,175件の約14%)
- (2) 労働基準法等に関する相談のうち、主な相談内容は、①賃金関係(888件) ②休業手当関係(278件) ③解雇予告の手続関係(239件) ④労働条件の明示関係(139件) ⑤割増賃金関係(93件)
- (3) 個別労働関係紛争に関する相談のうち、主な相談内容は、①労働条件等(87件) ②自己都合退職(86件) ③解雇(85件) ④労働条件引下げ(58件) ⑤いじめ・嫌がらせ(55件)
- (4) 上記(3)のうち、助言・指導申出が3件、あっせん申請が4件であった。

「助言指導」: 民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決。

「あっせん」: 紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整員が入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

ポイント2

- (1) 労働者からの相談が1,782件、事業主からの相談が399件。
- (2) 男性からの2,158件、女性からの相談が219件であった。(別表図2、3参照)

2 相談事例

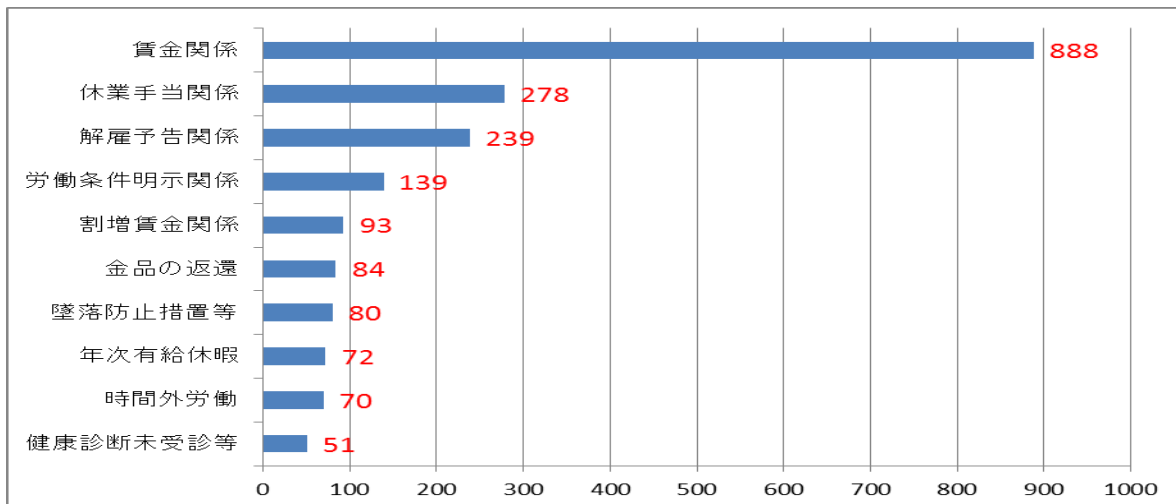
賃金関係

- ①上位請負会社からの請負代金未払を理由として、賃金が未払になっている。
- ②会社所有の車両を壊した賠償金の支払を理由として賃金が未払になっている。

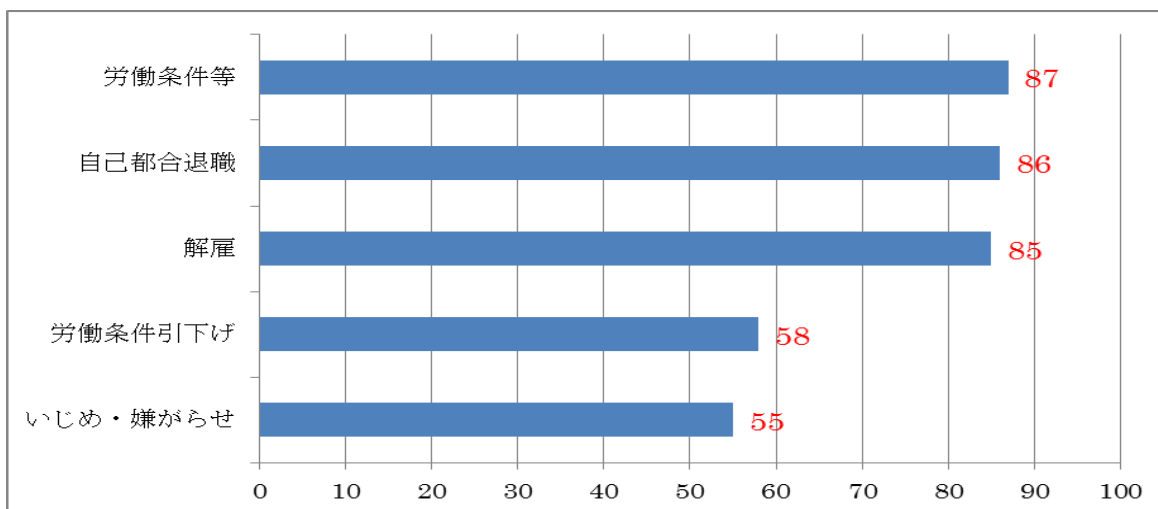
休業手当関係

- ①入社してしばらくの間、待機するよう指示がなされたが、その間の休業手当が未払になっている。
- ②降雨や降雪で作業が、中止になったが、休業手当が未払になっている。

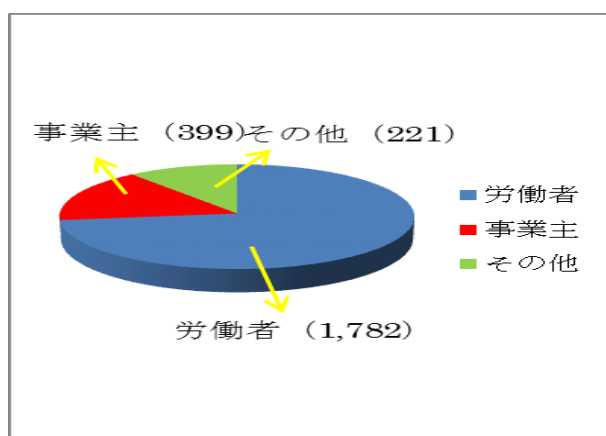
【図1-1 労働基準法等に関する相談の主な内容】



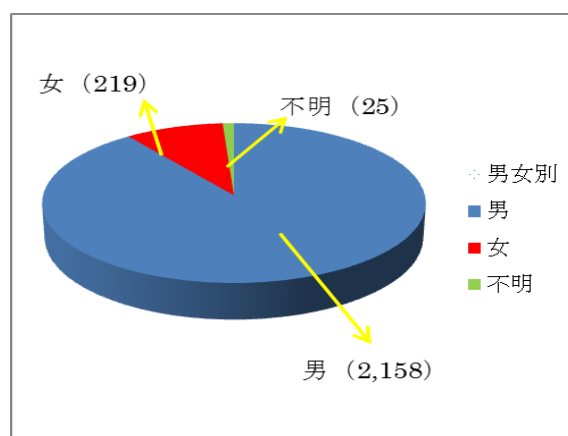
【図1-2 個別労働紛争関係紛争に関する相談の主な内容】



【図2 相談者別件数】



【図3 男女別相談件数】



3 当面の対応

上記相談状況を踏まえ、福島労働局では、除染作業の発注機関に対し、法令遵守の徹底及び相談先の周知について要請を実施しました。

○ 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

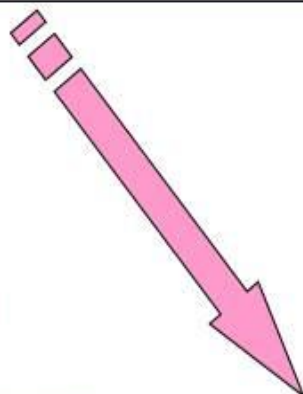
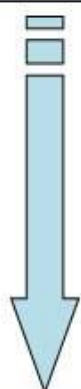


総合労働相談コーナー

(都道府県労働局及び労働基準監督署に設置)

民事上の個別労働相談

労働基準法等の違反にかかるもの、法制度の問い合わせ等



労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室等

関係法令に基づく行政指導等

労働局長による
助言・指導

紛争調整委員会による
あっせん

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

あっせん委員(弁護士等)による紛争当事者の合意形成

※<紛争例>

- ① 解雇・雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争(労基法違反に該当するもの以外)
- ② いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- ③ 募集・採用に関する紛争(※あっせんの対象外)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局長は、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。